

10月1日から 障害者自立支援法が全面的に施行されます

この施行により、障害者の受けるサービスが変わります。また、国の制度による介護給付や訓練等給付のほか、それぞれの市が行う地域生活支援事業が始まります。

市では、以下の①～⑦の支援事業を実施します。

これらの事業は、国が行う介護給付や訓練等給付と組み合わせて利用できます。内容や負担額などは次のページで紹介しています。



② コミュニケーション
支援事業

① 相談支援事業

③ 移動支援事業

④ 地域活動
支援センター事業

⑥ 日中一時支援事業

⑤ 移動入浴事業

⑦ 日常生活用具
給付事業



問い合わせ▼障害援護課

☆地域生活支援事業の利用方法☆

事前に市から支給決定を受ける必要があります。

サービス利用を希望する人は、障害援護課、または、社会福祉協議会ふれあいサービスセンター（市社会福祉会館内／☎〈72〉0123）に相談のうえ、同課へ支給申請をしてください。

すでにサービス利用の支給申請をした人については、10月からの利用に向け、順次支給決定の作業を進めています。支給決定は9月末日までに行い、申請した人にお知らせします。

サービスの利用希望者で、まだ支給申請をしていない人は、早めに申請をしてください。